批評・紹介

小野和子編 明清時代の政治と社會

岸本美緒

本書は、京都大學人文科學研究所の「明清社會の變革に關する研究」班（班長・小野和子氏）が、一九七六年四月から一九八一年三月まで五年間にわたって行なった共同研究の報告であり、一九篇の論文を收錄した、全七〇六頁の大册である。收錄論文の內容は極めて廣範圍にわたっており、その問題關心や方法も多種多樣であって、そうした諸論文をそれぞれ過不足なく論評することは、私の能力の及ばぬところであるため、ここでは收錄順に各論文の內容を簡單にまとめて紹介の責を塞ぐと共に、私の關心に從って若干の感想をつけ加え、以て書評に代えることをお許しいただきたいと思う。

本書は、分野別に四篇に分けられており、第一篇「政治」には、以下の六論文が含まれている。

檀上寛「『鄭氏規範』の世界――明朝權力と富民層――」は、元末明初における「富民」の一典型として浙東の義門鄭氏をとりあげた氏の一連の論考の一つであり、鄭氏の家訓を題材に、初期明朝權力が依據しようとした「鄉村維持型富民」の意識並びに存在形態を分析したものである。作者によれば、元末明初に成立した『鄭氏規範』の鄉村關係部分には、私欲を抑えて鄉村秩序の安定を圖ろうとする志向が強くあらわれている。作者は、一部富民におけるそうした「鄉村維持」的志向の存在自體は超歷史的なものであると認めつつ、その志向の內容そのものよりもむしろ、そうした志向が、一方では鄉居地主を中心とする鄉村の社會關係の實在によって、他方では革命直後のリゴリズムを以て鄉村の秩序維持を強行しようとした明朝權力に支えられたことによって、一般的秩序意識として現實に機能し得た點に、明初的歷史性を認めているように讀みとれる。「秩序意識」をその歷史性において解明しようとする作者の努力が傳わってくる論文であるが、明末における秩序（秩序意識）の「變動」を經て清代には何らかの新しい質を持つ秩序意識が成立するのかどうか。もし成立するとされるならば、それとの內容的對比において、明初的秩序意識の性格は、より明確に說明され得るのではないかと思われる。

阪倉篤秀「武宗朝における八虎打倒計畫について」は、武宗正德帝に近侍して權勢をふるい、八虎と稱されていた宦官グループに對する打倒計畫と、その失敗の過程とを論じたもの。八虎打倒計畫は、正德元年、內閣を中心とする外廷勢力と內廷內部の反八虎勢力とが結びついて作りあげたものであったが、政治の中心を外廷に奪回するのかそれとも八虎を排除して內廷內での勢力確保を目ざすのかという兩者の目的の相違や、外廷內での自己保身的消極論者の存在によって、八虎側に先手を打たれて失敗に歸し、その後は、八虎の一人劉瑾を中心とする專權體制がきずかれ、反對派の徹底的排除を通じて、武宗朝一代の宦官專制政治が出現することになった、と論ずる。

小野和子「東林黨と張居正――考成法を中心に――」は、張居正の考成法に對する東林派の批判を檢討し、いわば張居正を鏡として東林派の性格の一面を解明しようとした興味深い論稿である。考成法をめぐっての張居正と東林派との對立は、前者が、六科給事中や御史などの言官の監察權を內閣の監督下に置き、最終的には內閣の評價によって官僚の考成＝勤務評定を行なおうとする內閣獨裁的立場をとり、一種の恐怖政治へとつながる中央集權の徹底化をおしすすめようとするのに對し、後者がそれを批判して、言官の獨立性、政治批判の自由を主張する、という點にあった。作者は、溝口雄三氏の說を採用して、兩者の對立を「國家へゲモニーに對する鄕村へゲモニー」という枠組を以て說明すると共に、兩者とも、商品經濟の發展に伴なう社會變動に際して新しい狀況にみあった政治體制を摸索した、という意味で革新の流れに屬するものであった、と評價している。說得的な見解であるが、假に兩者の對立を、『鹽鐵論』や北宋期の黨爭などを含む、いわば國家へゲモニーをめぐっての論爭の歷史的文脈の中に位置づけてみた場合、そこには、明末の社會狀況に觸發されながらもそれのみでは說明できない古くて新しい問題が顯現しているように思われるのであって、恐らく東林黨人自身が自己をその中に置いてみたところのこうした歷史的文脈も、檢討の價値を持つのではないだろうか。

岡野昌子「明末臨淸民變考」は、かつて橫山英氏によって、前期的賃勞働の一定程度の成熟を前提とした日傭職人層の鬪爭としてとらえられた一五九九年の臨淸民變に關し、再檢討を行なったものである。萬曆「礦・稅の害」に反對する全國的反宦官鬪爭の一環としての臨淸民變において、その主體となったのは、零細な行商人、中小商人、手工業者等であった。徭役や徵發によって、當時山東一帶の多くの農民は土地を離脫し都市に流入していったが、そのような階層分化の中に本源的蓄積の典型的形態を見出すことはできない。もしこの時期山東において資本主義發芽の可能性を見出そうとするならば、それは日傭職人層の中にではなく、むしろ自らの作った商品作物や手工業製品を賣り步く小商品生產者の中にあったが、「礦・稅の害」はそうした可能性をつみ取るものであった、とする。關聯史料を網羅して、民變の主體が日傭職人層でなく小商品生產者であったことを說く作者の論證は納得できるが、日傭職人層・小商品生產者・中小農民など、作者が區別する諸階層は、社會的實態から言って、かなり相互の流動性が高く、共通の社會的利害を形成し得るとは言えないだろうか。なお作者は愼重な表現ながら資本主義萌芽論を前提として立論しているが、周知の如く「萌芽」の定義自體についても必ずしも統一的な見解がなく、そのことが論爭の發展を妨げている現在、「萌芽」という語の使用に際しては、可能な限り具體的な說明が欲しいところである。

福本雅一「熊姜の獄」は、崇禎十五年、帝や首輔周延儒に對する批判の咎を以て、給事中姜埰、行人司副熊開元が處罰された事件を論じたもの。熊姜事件の背景として、危機的時局に對する帝の政策の非一貫性と官僚に對する苛察、その中で醸成された朝廷內部の相互不信的雰圍氣、が指摘され、それらが明を滅亡に導いた一因であるとして、明朝の立場に立って慷慨する。必ずしも明朝の側にシンパシーを覺えぬ者にとっては、些かの異和感を否定し難いが、これは、私が淸代史を專門にしているため特にそう感ずるということかも知れない。

山根幸夫「大西政權と紳士層の對應」は、最近中國で出版された史料や研究論文を素材として、大西政權と四川紳士層との關係を考察し、張獻忠「屠蜀」問題の再檢討を試みたものである。大西政權成立當初、張獻忠の紳士招聘政策に應じて多くの紳士や明の官僚が大西政權に參畫したが、彼らの目的は身家保全にあったため、大西政權の支配が動搖するに伴なって、離反し敵對行爲を行なうに至った。張獻忠の紳士層に對する屠殺政策は、そうした反革命武裝軍の反抗に對する農民軍の自己防衛としての已むを得ぬ措置であり、又、張獻忠の「屠蜀」の被害者といわれるものの大多數は、地主武裝軍相互の混戰や清軍の四川侵入の際に殺害されたものであった、とする。「屠蜀」再檢討の意圖は首肯し得るが、大西軍による殺人の「防衛」的性格や殺人數の相對的少なさを論證する爲には、張獻忠が行なったといわれている屠殺事件一つ一つの詳細な檢討が必要ではないだろうか。農民革命軍の冤を雪ごうとする目的が先立って、結論を急ぎすぎているという印象を受ける。

第二篇「社會」は以下の五論文を含む。

夫馬進「善會、善堂の出發」は、明末清初において種々の異なる救濟對象をもちつつ成立してきた各種の善會について、その共通の時代的性格を剔出したもの。放生會、掩骼會、救生船、恤嫠會、普濟堂、育嬰堂などはそれぞれ、魚畜、遺骨、水難者、寡婦、貧民、捨子を對象として明末清初以降盛んに設立された救濟機關であるが、それらは、官營の機關や或は不特定多數の參加する一時的集會ではなく、自發的に加入した特定の民間人メンバーを會員とし、會費に基いて運營される恒常的結社である點に共通の特質を有するものであった。そうした善會の盛行は、「生生の思想」が一世を風靡した時代でありかつ「地方公議」の時代であった明末清初の社會風潮の所產であった、とする。社會福祉制度を支える社會意識を分析し、さらに地方社會の機構の問題に接近しようとする作者の視角と分析手腕には、啓發されるところが多い。

西村かずよ「明末清初の奴僕について」は、作者の一連の明清奴僕研究の一環であり、明末から清代に至る推移を取扱う。明代後期以降の奴僕の豪奴化傾向をめぐる主僕間の緊張の上に清初の奴變は勃發したが、その後、家主による奴僕支配再編成の努力、及び現實の奴僕の存在形態に適合させる方向での清朝國家による奴僕身分規定の改修により、清代には主僕間の共生的關係が成立した、とされる。いわば、單に事實的な存在として生の暴力に依據していた明代後期の奴僕から、法的に公認され體制內化された清代の奴僕へという推移を指摘するものと了解されるが、私的事實的勢力から體制內的勢力へという移行は、鄉紳そのもののあり方についてもしばしば指摘されているところであって、明末から清代にかけてのこうした社會全體の性格的變化をどのようにとらえられるであろうか。なお、二五六頁、張英の文章に論及されている僮僕は、直接生產者ではなく紀綱の僕であり、文章の趣旨は、莊田管理を僮僕にまかせきりにせず、主人が監督すべきことを說いているのであると思われる。

森田明「明末清初における練湖の盜湖問題」は、漕運及び灌漑の重要な水源となっていた江蘇省丹陽縣の練湖について、明末清初におけるその侵占＝湖田化問題を檢討したもの。明末から清初にかけて、鄉居の生員層を中心とする在地の勢豪の侵占によって練湖の水

利施設の機能は次第に低下していったが、清初の地方官僚は、在地勢力への遠慮と新開湖田に課せられる税糧への顧慮とから、復湖廢田に消極的であった。しかし結局、湖水の直接用益者たる周邊の自作農層の請願により、廢田復湖が決定された、とし、その經緯を、鄉紳支配の體制的成立への一過程として位置づけている。

大谷敏夫「揚州・常州學術考――その社會的關聯――」は、清代中期江南の學術史を、その社會的背景との關連で論じたもの。清中期の揚州における徽州鹽商や道光年間後の常州における地方商人の經濟力を基盤として榮えた揚州・常州の學問の特色は、一學派一分野にとらわれぬ融會貫通を旨とする「通學」の學風にあり、顏李學派などの欲望肯定論をうけつぎつつ、荀子の禮論の再評價を通して、禮教的秩序の再建という經世的方向へと向かってゆくものであった、とする。荀子の禮論が、單なる禮教墨守論でなく、實利實效を目的とした人爲的制度改革の哲學的基礎として清末經世學派に受容されていくという論點は、思想史に暗い私にとっても大變興味深いものであった。なお、作者は、欲望肯定論を擔う社會層として、溝口雄三氏の說く經營地主層のみならず、小經營農民や商業資本をも視野に入れるべきことを論ずるが、欲望肯定論が、形而上學的一般論にとどまらぬ社會思想的內容（例えば溝口氏の指摘する「私」に立脚する專制批判や地方公議の主張）を伴なうとすれば、小經營農民や商業資本のそれは、主體の性格を反映したそれぞれ獨自の社會思想的內容を持ち得るのか否か、興味を引く點である。

厦門大學教授傅衣凌氏が本書に中文の「明清土地所有制下的地主與農民」を寄稿されたのは、氏が一九八二年春、人文科學研究所客員教授として京都に滯在していた緣である。本論文は、明清土地所有制度の經濟的內容としての地主と農民との存在形態を論じた概說。地主經濟・農民經濟の諸類型を擧げる中で、宗族組織の下で「義莊」「祠田」などを管理する「鄉族地主」、棚民による開墾を通じ商品生產を發展させていった「山區經濟」などに注目している點は、作者獨得であり、鄉族地主を「原始共同體の遺制」を利用したものとし、山區經濟を中國農業資本主義萌芽の開始點とする見方は、論議を呼ぶところであろう。作者は、明清農業經濟の樣々の側面を捨象することなく積極的に議論にとり入れつつも、全體としての整合的な構造を論ずるというよりはむしろ、それぞれの現象を並存させたまま直接に原則的な規定をあてはめる傾向があるために、商品經濟や雇用勞働の發展を以て資本主義萌芽を積極的に評價する一方で、封建的（＝領主的）土地所有についてのマルクスの說明を明清土地制度にそのままあてはめ、さらには原始共同體の遺制にも論及する、といった形で、やや混沌とした明清農業經濟像を描く結果となっているように思われる。明清農業經濟の脆弱性・遲滯性の原因として作者が列擧する種々の事象ともあわせ、整合的でかつ自然な明清經濟論を追求することが、我々後進の課題であろう。

第三篇「經濟」は、以下の六論文を含む。

森正夫「明中葉江南における税糧徵收制度の改革――蘇州・松江二府を中心として――」は、明代土地所有關係研究の手薄な部分である一五世紀―一六世紀前半の時期につき、江南の蘇・松二府の税糧徵收制度という側面から接近した長篇。均耗（正税一石當りの附加税額の均一化）を主要內容とする周忱の改革から、官田・民田の正税負擔そのものの均等化（均糧）に至るまでの當該時期の徵税制

度の改變は、附加稅率の操作を通じ總稅額における格差を減少させようとする試みをめぐって行なわれた。この試みの妨害者が輕則民田を集積する大戶層であったのに對し、支持層は重額官田を所有する小戶層であり、結局後者の主張によって、均糧に至る諸改革が實現された、とする。賦・役徵收に際し有利な立場を享受する特權的大戶層と負擔を轉嫁された小戶層との對抗、後者の主張にそって行なわれる國家の賦・役改革、という從來明末清初について指摘されてきた圖式が、やや溯った時期に適用されているわけだが、明中期の諸改革と明末の諸改革との共通性或は異質性につき、作者の見解を知りたく思う。四四八頁における抗租風潮への言及に關していえば、その存在を從來の定說より數十年溯らせる史料が最近紹介されており（濱島敦俊「中國村廟雜考」『近代中國研究彙報』五、一九八三）、一般に明末ないし明後期的と性格づけられる一連の事象が正確には何時頃から見られるものなのか、明中期史の深化が期待されるところである。

谷口規矩雄「呂坤の土地丈量策と鄉村改革について」は萬曆期の思想家として有名な呂坤が華北において試みた徭役改革を扱い、研究が江南に集中した感のある明末徭役改革の華北における事例を提供する。呂坤の提唱した均里均甲策は、田土の正確な丈量を基礎に各里甲の田土額の均等化を圖るものであり、同時に主張された優免特權制限案と共に、江南の均田均役改革と同じ內容をもつものであった、とされる。なお、四七三頁に述べられる呂坤の改革案の內、屬地的里甲編成の原則は江南の改革ではむしろ例外である點、細かいことだが指摘しておきたい。

竺沙雅章「明代寺田の賦役について」は、題の如く、明代の寺田に對する賦役科派政策の沿革を述べたもの。明代の寺田は、民戶と同樣の納糧當差を原則としていたが、更に明中期以降、寺院の必要經費と見なされる一定額を設定し、それを越える部分の寺田を沒收するという政策が實施され、又嘉靖年間以降の福建では寺田の六割について高額の「寺租」が徵收され兵餉に當てられることとなり、この制度は清代を通じて存續した、とする。

北村敬直「清初における河南省孟縣の綿布について」は、㈠明代以來北方各地に販路をもっていた孟縣產綿布の品質低下と販路縮小とに際し、官の品質規制を再強化して販路擴大を圖る問題、㈡解京潤布という折納稅目の歸屬を爭う孟縣と溫縣との行政訴訟、の二點に關して、乾隆五十五年刊『孟縣志』の物產の項及び附錄として收載されている碑文四件を全文引用すると共に解說を行なったもの。孟縣產綿布につき「遠隔地商品として流通した官機布」と「ローカルな地域商品として無帖の小販を主たる媒介商人として流通していた」民間自用の短窄布とを區別し、「商品の二重構造、したがって市場の二重構造」を指摘する作者の着眼は鋭い。問題は二重の市場の相互關係である。なお、作者は、碑文中の「白布行」を布商ギルドとし、「無帖の小販」を「無免許の、ギルドに所屬しないアウトサイダーの小商人」とするが、碑文の記事からは必ずしもギルドの存在は讀みとれず、單に牙帖の有無によって區別された牙行と一般小販との意にとる方が自然かと思われる。

森紀子「清代四川の鹽業資本——富榮廠を中心に——」は、兩淮鹽業に比較して從來あまり注目されることのなかった四川の井鹽業をとりあげ、奧地にあり半ば孤立化したその地理的條件が反って王朝の不干涉と安定した市場とをもたらし、他の產鹽區に見られぬ再

生産過程に立脚した自生的な資本形成を結果したのではないか、という興味ある想定を以て分析を行なっている。清末に大發展を見せた富榮廠（今日の自貢市にあり）の有名な鹽業資本である李四友堂・王三畏堂の經營を中心として、鹽業資本の形成、その經營方式、勞働者の存在形態、政府との關係、などを論じ、清代四川鹽業の具體的イメージを與えてくれる充實した經營史である。作者はこうした四川鹽業研究に基づき、山區における資本主義の萌芽という傅衣凌氏の指摘を高く評價するが、兩者が「山區」という語に附する含意は、私見によればむしろ逆の方向性を持つように思われる。傅衣凌氏の觀點では、地域的自給自足性の缺如の故に商品生産へと特化し、全國的商品流通へと開放された形で組み込まれていくことが山區の特色とされているのに對し、作者はむしろ、四川市場が全國的商品流通から切り離され、孤立し安定した性格をもっていたことに、兩淮などと對比される四川の山區的特質を見出しているのではないかと思うからである。

松浦章「清代における沿岸貿易について――帆船と商品流通――」は、朝鮮半島、日本列島、南西諸島などに殘された中國帆船の漂着資料と檔案などの中國資料とを併用して、清代中國沿岸の帆船貿易を概觀したもの。流通商品、各海口の狀況、船の種類など、沿岸貿易の全容が簡明に述べられており、關係の主な史料・文獻を網羅した感のある一六〇餘條の注とあわせて、今後の沿岸貿易研究の有用な手引となる論文である。

第四篇「西北情勢」に含まれる二論文の扱う地域については、私は全くの門外漢であり、論評はおろか紹介する資格にも缺けるため、簡單に觸れるにとどめたい。

杉山正明「ふたつのチャガタイ家」は、元朝に來到したチャガタイ家のチュベイ兄弟の勢力を中心に檢討を行ない、政治的變動が續いた十三世紀末から十四世紀初にかけての中央アジアでは、「チャガタイ・ハン國」「ウゲデイ・ハン國」といった王家ごとのまとまりを想定するよりも「むしろ、クビライ、カイドゥ兩陣營に、大小はあるにせよそれぞれ一揃いずつのチャガタイ集團、ウゲデイ集團が存在したとみる方が實態に近い」と指摘し、東西內戰終了後も、元朝治下のチュベイ集團は、ドゥア家を中心とするチャガタイ・ハン國と同質の遊牧集團群として、河西―中央アジアで對抗していた、と述べる。

濱田正美「肅州城東關歸華寺――マーロフ本ウィグル譯金光明最勝王經奥書注釋一則――」は、副題に擧げられた文獻の康熙二十六年付の奥書にウイグル語で記された地域名と寺院名とを、漢文史料中のそれに比定した短篇。

以上、全十九篇の論文を紹介してきた。編者による序文にも述べられている通り、これらの論文は必ずしも共通の認識を基礎として書かれているわけではないが、その中には、篇別分類を超えて自ずと方法や認識において交差する局面が認められるのであって、本稿では、そうした點に注目して拙ない感想を記させていただいた。理解不足の紹介、牽強附會の解釋など多いことであろうが、御叱正いただければ幸いである。人文科學研究所における明清史關係共同研究の更なる發展を祈りつつ擱筆したい。

一九八三年三月　京都

京都大學人文科學研究所　A5版　七〇六頁